

## 東浦町商業振興条例の概要図

—平成 26 年度 4 月 1 日に、商業振興条例が施行されました—

### 【目的】

この条例は、町、商業者、商工会の役割を明確にして、地域全体で商業の振興に取り組むことにより、町民生活の向上と、地域社会の発展を目的とします。

【大規模小売店舗】  
大規模小売店舗立地法  
第 4 条の指針に基づき、施設の設置及び運営方法に配慮します。

【商業者】  
自らの創意工夫により事業を発展させて、商工会への加入に努めます。  
また、地域貢献活動の実施に努めます。

商業を活かした地域のまちづくりに  
共に取り組みます

【町】  
国、県、商業者、商工会等と連携を図りながら商業振興の総合的施策を推進します。

【商工会】  
町と連携して、商業振興のための施策を実施するとともに、地域貢献活動を推進します。

まちづくりに視点をあいた東浦町の  
商業が向かうべき方向を示します。